

# 共同研究における知的財産権取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、琵琶湖流域下水道新技術開発等支援共同研究実施要綱第8条の規定に基づき、同要綱第1条に規定する共同研究の実施に伴う知的財産権の取扱いについて定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において「知的財産権」とは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条に規定する権利のうち次に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権および特許を受ける権利（以下「特許権等」という。）

(2) 実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権および実用新案登録を受ける権利（以下「実用新案権等」という。）

(3) 意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権および意匠登録を受ける権利（以下「意匠権等」という。）

(4) 商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）

(5) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物または同項第10号の3に規定するデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る同法第17条第1項に規定する著作権（以下「著作権」という。）

(6) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「回路配置法」という。）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）

(7) 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）

(8) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）

(9) 前各号に掲げる権利に相当する外国における権利

2 この要領において「発明等」とは、次に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める当該権利の対象となる行為をいう。

(1) 特許権等 特許法第2条第1項に規定する発明

(2) 実用新案権等 実用新案法第2条第1項に規定する考案

(3) 意匠権等 意匠の創作

(4) 商標権 商標法第2条第3項に規定する使用

(5) 著作権 プログラム等の創作

(6) 回路配置利用権 回路配置法第2条第2項に規定する回路配置の創作

(7) 育成者権 種苗法第2条第2項に規定する品種の同法第3条第1項に規定する育成

(8) ノウハウの案出

3 この要領において「専用実施権等」とは、特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権もしくは意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権、

回路配置法に規定する専用利用権もしくは種苗法に規定する専用利用権またはプログラム等の著作権に係る著作物について優先的に実施をする権利をいう。

- 4 この要領において「通常実施権」とは、特許法に規定する通常実施権、実用新案法に規定する通常実施権もしくは意匠法に規定する通常実施権、商標法に規定する通常使用権、回路配置法律に規定する通常利用権もしくは種苗法に規定する通常利用権またはプログラム等の著作権に係る著作物について実施をする権利をいう。
- 5 この要領において「優先実施権」とは、共同研究において発生し滋賀県および滋賀県と共同研究を実施した者（以下「共同研究者」という。）が共有する知的財産権または当該知的財産権に関連する滋賀県が自ら所有する知的財産権について、共同研究者または共同研究者が指定する者（以下「共同研究者等」という。）のみに実施の許諾を行うことによって生じる独占的な通常実施権をいう。

#### （知的財産権の出願等）

- 第3条 滋賀県および共同研究者は、共同研究の結果、共同して発明等を行ったときは、知的財産の持ち分に係る協議書（別記様式1）により協議して権利の持分を定めるものとする。
- 2 滋賀県または共同研究者は、前項によりそれぞれ単独の持ち分となった知的財産権の出願または申請（以下「出願等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、知的財産の取扱に関する同意書（別記様式2）により相手方の同意を得なければならない。
  - 3 滋賀県および共同研究者は、条第1項の規定により共有することとなった知的財産権の出願等を行うときは、共同して行うものとする。この場合においては、共同出願契約書により共同出願契約を締結するものとする。
  - 4 滋賀県および共同研究者は、ノウハウを指定しようとするときは、あらかじめ協議の上、指定するものとする。この場合においては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

#### （共有する知的財産権の管理費用）

- 第4条 滋賀県および共同研究者は、共有する知的財産権について、その持ち分に応じて当該知的財産権の取得及び管理に要する費用を負担する。

#### （優先実施権の付与）

- 第5条 共同研究者等は、共同研究により発生し、滋賀県および共同研究者が共有する知的財産権について、当該知的財産権の出願等の日から1年半の期間に限り、滋賀県に当該知的財産権の優先実施権の付与を求めることができる。
- 2 滋賀県は、前項の規定により共同研究者等から優先実施権の付与を求められたときは、共同研究者等に優先実施権を付与するものとする。
  - 3 優先実施権の付与期間は、共同研究の終了の日から5年を超えない範囲で、滋賀県と共同研究者等が協議の上、定めるものとする。
  - 4 共同研究者等は、前2項の規定により優先実施権をされたときは、当該優先実施権に係る付与期間中、当該優先実施権に係る知的財産権の取得および管理に関する一切の費用を負担するものとする。

(優先実施権の付与の中止)

第6条 滋賀県は、優先実施権を付与した共同研究者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該優先実施権の付与を中止するものとする。

- (1) 当該優先実施権の期間中、その第2年目以降において、正当な理由なく当該知的財産権が実施されないとき。
- (2) 優先実施権を付与することが公共の利益を著しく損なうと認められるとき。

(滋賀県の意思による実施の許諾等)

第7条 滋賀県は、共同研究者と共有する知的財産権であつて、共同研究者等に優先実施権が付与されていないものまたは優先実施権の付与が終了したものについて、共同研究者の同意を得ることなく、共同研究者以外の者に通常実施権を許諾することができる。

(実施契約)

第8条 滋賀県は、前条の規定に基づき、共同研究者と共有する知的財産権について、通常実施権を許諾したときは、当該知的財産権に係る持分に応じ、実施料を徴収するものとする。

2 滋賀県は、共同研究者と共有する知的財産権を自ら実施または使用するときは、実施料等の扱いについて、別途共同研究者と実施契約書を締結するものとする。

(既存知的財産権の取り扱い)

第9条 滋賀県および共同研究者は、それぞれが単独で保有する知的財産権を使用しなければ共同研究の成果を実施できないときは、相手方に対し、当該知的財産権を実施し、または使用することを許諾するものとする。この場合において、詳細については、滋賀県および共同研究者が別途協議して定めるものとする。

(譲渡等)

第10条 滋賀県および共同研究者は、事前に共同研究者の同意を得た場合は、共有する知的財産権について、自らの持分を譲渡し、もしくは質権を設定し、または専用実施権もしくは通常実施権を許諾することができる。

2 滋賀県および共同研究者は、共有している知的財産権を放棄しようとする場合は、あらかじめその旨を相手方に通知し、同意を得るものとする。

(著作者人格権)

第11条 共同研究において、共有するプログラムの著作物及びデータベースの著作物が得られた場合には、それらの著作物に係る発明等を行った者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(適用除外)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 国、独立行政法人又は地方公共団体等と共同研究を行う場合
- (2) その他、特別な事情がある場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

付 則

この要領は、平成25年12月6日から適用する。